

(様式第2号)

平成21年度第2回芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日時	平成21年12月7日(月) 16:00~18:45
会場	北館4階 第7会議室
出席者	芦屋市景観認定審査会 会長 荏原 明則 委員 山下 淳, 岡 絵理子, 花田 佳明  事務局 都市計画課主幹 東 実 都市計画課主査 鹿嶋 一彦, 都市計画課課員 柴田 陽子, 神足 雄太
(事務局)	都市環境部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

- ア 大規模建築物の景観地区内における建築物の計画の認定審査について  
病院(朝日ヶ丘町178番1)
- イ 景観地区内における建築物等の認定状況について
- ウ その他

2 審議経過

(1) 大規模建築物の景観地区内における建築物の計画の認定審査について

認定してよいと判断するが, 以下の項目について行政指導がなされるよう要請する。

- ・ 西側道路から見た外観について, 駐車場や擁壁, その上の建物のボリューム感, 圧迫感に配慮すること。
- ・ 駐車場の柵の仕様について景観に配慮した仕様とすること。
- ・ 南側道路から見たバス停からの通路, 南側車両出口の外観に配慮すること。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

7月23日から12月6日までの認定状況

認定件数

- ・ 建築物の新築 101件
- ・ 建築物の増改築・修繕 13件

- ・建築物の色彩の変更 25件
- ・工作物の新設 3件

(3) その他

ア 開催日程について

次回以降の開催は原則毎月第4月曜日の午後4時からとし、今年度の日程は1月18日、2月22日、3月23日とする。大規模建築物の認定申請がない場合は中止とする。中止の連絡は1週間前までに各委員へ行うこととする。

イ 芦屋川景観地区の決定に向けた取り組み及び景観行政団体への取り組み状況について

芦屋川景観地区について計画案のたたき台ができ、事前説明の景観審議会を12月16日に、都市計画審議会を12月22日に行う予定。また、来年4月に景観行政団体となるよう兵庫県と協議を進めており、来年度景観計画を策定し、再来年度に屋外広告物条例を策定する予定。